

く が に

No. 40

令和7年12月22日

発行：公益社団法人南城市シルバー人材センター 南城市佐敷字佐敷56番地1 TEL098-988-1262



シルバー事業普及啓発促進月間 ボランティア

ご協力ありがとうございました



10月の第三土曜日は「シルバーの日」です。

シルバー事業をPRするため、全国一斉で普及啓発活動が行われています。

当センターでは、尚巴志ハーフマラソンに向けて、10月15日にメイン会場であるシュガーホール周辺の除草ボランティア、11月2日にはランナー駐車場係としてのボランティア活動を実施しました。

延べ67名の皆さんにご参加いただき、どちらの活動も無事に終了いたしました。ご協力いただいた皆さん、本当にお疲れさまでした。

また、会員募集・お仕事募集チラシの配布や、お友達への紹介、地域掲示などの広報活動にもご協力いただき、誠にありがとうございました。

今年参加できなかった方も、来年のご参加を心よりお待ちしております。

ボランティア風景



「シルバーの日」ボランティア活動（シュガーホール）R7年10月15日

ボランティア活動隊始動



毎月第一金曜日の朝、地域をきれいにしよう！

■ 活動内容：

- ・清掃活動（ゴミ拾いなど）
- ・みんなで協力して気持ちよい朝をスタート！

① 開催日時：

- ・毎月第1金曜日
- ・午前 8:00～8:30（朝礼前）

② 活動場所：

- ・南城市佐敷
(右記地図参照)



毎月第一金曜日開催「こつこつ朝活」

地域への感謝を込めて、清掃ボランティアを8月から継続実施しています。

日頃からお世話になっている地域への恩返しとして、こつこつと清掃ボランティア活動を8月より開始し、現在も続けています。

この活動は一般の方も参加可能です。

地域をきれいにしながら、気持ちの良い時間を一緒に過ごしませんか。



公益社団法人南城市シルバー人材センター
〒901-1403 南城市佐敷字佐敷56番地1
TEL: 098-988-1262 e-mail: nanjo@sjc.ne.jp



会員さんが受取った配分金及び会員業務委託料に対する 所得税法の取扱いについて(令和7年分)

会員さんが受ける配分金及び会員業務委託料は、所得税法上「雑所得」とされ、センター等から受取った配分金及び会員業務委託料は、原則、翌年3月15日までに所得税の確定申告をする必要があります。ただし、配分金及び会員業務委託料に対しては、租税特別措置法第27条より、**65万円を上限として最低保障必要経費（家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例）**が認められております。なお、配分金及び会員業務委託料と給与所得がある場合は、給与所得控除額（最低**65万円**。ただし、**収入金額を限度となります。**）が受けられますが、その場合、配分金及び会員業務委託料に係る上記の最低保障必要経費（65万円）は65万円から給与所得控除額を控除した残額が最低必要経費となります。

※この家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受けるには、所得税の確定申告書に所定の記載が必要となります。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

また、公的年金を受給している場合は、配分金及び会員業務委託料とは別に公的年金等の控除が受けられます。

例 1) ある会員（66歳）の年間収入は次のとおりでした。

①配分金 23万円 ②会員業務委託料 40万円 ③給与18万円(シルバー派遣による賃金)

【計算方法】

配分金、会員業務委託料及び給与に係る計算

・給与

$$\begin{array}{lll} \text{(給与)} & \text{(給与所得控除額)} & \text{(給与収入に対する所得金額)} \\ 180,000\text{円} & - & 180,000\text{円} \\ & & = 0\text{円(A)} \end{array}$$

(1)配分金及び会員業務委託料

$$\begin{array}{lll} \text{(配分金 + 会員業務委託料)} & \text{(配分金及び会員業務委託料に対する最低保障必要経費)} \\ (230,000\text{円} + 400,000\text{円}) & - & (650,000\text{円} - 180,000\text{円}) \\ & & (配分金及び会員業務委託料に対する所得金額) = 160,000\text{円(B)} \end{array}$$

(2)公的年金等に係る計算

$$\begin{array}{lll} \text{(公的年金等)} & \text{(公的年金等の控除額)} & \text{(公的年金等に対する所得金額)} \\ 1,300,000\text{円} & - 1,100,000\text{円} & = 200,000\text{円(C)} \end{array}$$

(3)所得控除及び所得税額

配分金及び会員業務委託料、給与、公的年金等に係る所得金額

$$(A) + (B) + (C) = 0\text{円} + 160,000\text{円} + 200,000\text{円} = 360,000\text{円} \text{ (合計所得金額)}$$

$$\text{(所得金額)(基礎控除)(課税所得金額)} 360,000\text{円} - 950,000\text{円} = \text{(マイナスとなるので0円)}$$

合計所得金額が132万円以下となるので、基礎控除950,000円となります。

この会員の場合、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を適用するので課税所得金額がなく納税額が発生しません。なお、源泉徴収により予め所得税を天引きされて支給を受けた場合には、所得税が還付されます。

会員の皆様へは、1月中に「配分金支払証明書」を送付する予定です。

市役所での申告は、例年2月頃から開始されます。

申告の詳細については、市の広報誌などをご確認のうえ、お手続きください。



新入会会員のご紹介

令和7年4月から令和7年12月までに入会した会員



- 城田和広(知念地区)
- 真喜志武志(大里地区)
- 嶺井敏光(佐敷地区)
- 山城三枝子(佐敷地区)
- 角田寛(玉城地区)
- 稲福恭豊(玉城地区)
- 安井俊介(佐敷地区)
- 比嘉清澄(玉城地区)
- 小波津宣吉(佐敷地区)
- 仲西多枝子(玉城地区)
- 大城全信(知念地区)
- 親川節子(知念地区)
- 宮城千賀子(知念地区)
- 山城須美(佐敷地区)
- 成岡義則(大里地区)
- 崎間達成(佐敷地区)
- 大城いく子(玉城地区)
- 城間守(大里地区)
- 知念良一(大里地区)
- 金城洋子(玉城地区)
- 外間尹秋(佐敷地区)
- 小澤良子(佐敷地区)

※会員番号順



安全・適正就業推進大会(緊急開催)

今年度は昨年に比べて事故が多発したことを受け、去る11月28日(金)、除草作業に従事する会員を中心に緊急の安全大会を開催しました。

これまでに発生した事故の経緯や原因を改めて振り返り、再発防止に向けた対策を共有しました。そして、事故撲滅に向けて全員が一致団結し、気持ちを新たに取り組む決意を固めました。



会員募集!

市内に居住する元気な60歳以上の皆さん「パートよりも気軽に働きたい!」「短期アルバイトのようにフリーな時間を活かしたい!」方などにおすすめの働き方です。

毎月第1火曜日午後2時から説明会を行っています。お気軽に越しください。のんびり楽しく、一緒に働きませんか?

お問い合わせ ☎ 098-988-1262

お知らせ

- ・毎月、25日は配分金支払日です。各自で配分金明細書を受取りましょう。
- ・就業報告書は月末には忘れずに提出しましょう。
- ・シルバーのLINE始めました!詳しくは、事務局へお問い合わせ下さい。